報告会社 御中

一般社団法人 近畿ブロック昇降機等検査協議会

令和7年3月分 受付状況ご通知(月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3月度の受付台数は16,052台で前年同月比96.3%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 「要是正の指摘あり」改善完了届の提出時期について

要是正の改善完了届の提出遅れが、多々見受けられます。

要是正箇所について、改善工事等にて改善された場合は速やかに完了届を提出して下さい。 また、改善時期が次回検査実施時期と重なるようであれば、次回定期検査報告書に要是正改善内

容を記載してご提出下さい。この場合は、改善完了届は必要ありません。

2. 要是正の検査事項及び指摘の具体的内容等について

要是正の指摘内容については、特記事項欄に記載いただいておりますが特に以下の内容については異なる検査事項を記載されております。

特記事項欄は、要是正の状況を正確に記載していただきますようお願いいたします。

例) 地震時等管制運転装置

検査事項:予備電源の作動の状況

指摘の具体的内容等:【誤】停電時自動着床装置が作動しないため要是正とします。

【正】予備電源が作動しないため要是正とします。

理由:停電時自動着床装置は告示第283号の検査対象ではないため。

予備電源と停電時自動着床装置電源を共用している場合であっても、検査事項である予備電源と して記載していただく必要がありますのでご承知おき願います。

3. オンライン報告について

令和7年4月より尼崎市がオンライン報告(メール報告)の受付を開始しました。

尼崎市への報告をオンライン報告(メール報告)にて実施したい場合は、<u>近畿ブロックへ事前のご</u> 連絡をお願いいたします。

また、大阪府下についても引き続きオンライン報告(メール報告)を受付しておりますので併せて提出をお願いいたします。

オンライン報告(メール報告)の対象外条件

※下記に該当する報告書は、オンライン報告(メール報告)の対象外となりますので注意のうえ ご報告ください。

- ・初回報告
- ・報告者氏名に押印されているもの
- ・遅延理由書が添付されているもの
- ・判定結果が要是正、要重点点検であるもの

<u>お詫び</u>

令和7年2月月報において、<u>2.新2号建築物に設置したエレベーターの初回報告について</u>の文中に誤りがありましたので、ご連絡させていただきます。

訂正箇所

「四号建築物特例」の見直しが行われ、新たに「新2号建築物」(条件:木造2階建て以上及び延べ面積200㎡超の木造平屋建て)に変更となります。

上記文中の木造は限定するものではなく(条件:2階建て以上及び延べ面積200㎡超の平屋建て)が正であり訂正させていただきます。

以上